

川越市立川越高等学校 高等学校等就学支援金制度

【制度概要】

次の要件に該当する場合、国が生徒に代わって高校の授業料を負担する制度です。高等学校等就学支援金制度を利用するためには、所定の申請期間内に申請が必要です。

【支給要件】 (1) ～ (4) のすべての要件に該当する方が該当です

- (1) 生徒本人が国内に住所を有していること。
- (2) 高等学校等を卒業又は修了していないこと
- (3) 高等学校等の在学期間が通算で36月（定時制・通信制は48月）を超えていないこと
- (4) 保護者（親権者）の「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額」*が30万4,200円未満の世帯であること。

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※1 「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額」は、原則として保護者（親権者）全員分（例：父母がいる場合は父母の両方）の金額で判断します。

※2 文部科学省の試算によると、世帯年収の目安は910万円未満です。この目安は、給与収入のみの4人世帯（両親のうちどちらか一方のみが働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の子供がいる世帯）をモデルとしています。世帯年収の目安は世帯状況（家族構成、扶養状況、サラリーマンか自営業か等）によって大きく異なる場合があります。

【支給金額】

支給される金額は、原則授業料の金額と同額です。

市立川越高等学校授業料 月額：9,900 円、年額 118,800 円

○高等学校等就学支援金は、生徒本人や保護者が直接受け取るものではありません。学校設置者である川越市が生徒本人に代わって国から受け取り、授業料に充当します。

【申請方法・申請時期】

○申請方法…①または②のどちらかの方法で申請してください。

①オンライン申請（対応していない学年があります）

高等学校等就学支援金オンライン申請（e-Shien）に、学校から配布されたログイン ID とパスワードを使ってログインし、申請します。

②紙申請

学校から配付される申請書と保護者等の個人番号が記載されている書類（マイナンバーカード、通知カード等）の写しを学校へ提出し、申請します。

○申請時期

4月：新入生のみ

毎年7月：新たに就学支援金の受給を希望する生徒

通知に「申請書類を提出する必要がある」旨記載されている生徒

※ご自身が就学支援金の申請が必要か不明な場合は、

学校事務室（電話：049-243-0800）までお問い合わせください。